

天理市上下水道局建設工事等請負業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局が発注する建設工事及び測量又は建設コンサルタント業務委託の指名競争入札又は随意契約に参加する者の選定及び発注基準について、必要な事項を定めるものとする。

(選定対象)

第2条 指名競争入札を行う場合に指名する業者は、天理市上下水道局建設工事等競争入札参加資格審査要綱（以下「資格審査要綱」という。）第2条第2項に規定する有資格者の中から、選定するものとする。

(入札及び随意契約の取扱い)

第3条 総務経営課長は、天理市上下水道局請負業者選定資料（様式）を作成し、天理市上下水道局業者選定等審査会（以下「審査会」という。）の議を得て、入札を執行するものとする。

2 建設工事及び測量又は建設コンサルタント業務委託を主管する課長は、随意契約を行うときは工事施行伺書に随意契約の理由を明記して業者選定理由書を添付のうえ総務経営課長に回付するものとする。

(選定方法)

第4条 第2条の規定により指名業者を選定するときは、次の各号に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) 工事成績
- (2) 信用度
- (3) 技術者の構成状況
- (4) 過去の実績及び手持工事量
- (5) 地理的条件
- (6) その他特別な理由

2 資格審査要綱第3条の規定による格付（以下「格付」という。）を行っている工種については、別表1（請負対象設計金額の基準）に対応する等級による格付により、指名業者を選定するものとする。

- 3 給水装置工事を伴う工事については、天理市指定給水装置工事事業者としての実績を勘案し、指名業者を選定することができる。
- 4 特別の技術を要する工事については、前3項の規定にかかわらず指名業者を選定することができる。

(選定数)

第5条 指名競争入札を行う場合に指名する業者の数は、5名以上とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

- 2 前条の規定により指名業者を選定した場合において、前項に定める選定業者数に満たないとき、又は入札の競争性が確保できないと認められるときは上位等級の者から選定することができる。

- 3 前項の場合において、前条及び次条を準用する。

(選定除外)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者については、選定しないものとする。

- (1) 指名停止の措置を受けている者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条により処分された者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者
- (4) 資格に関する処分（経営事項審査未更新等）を受けている者
- (5) 監査及び検査等で重大な指摘を受けた者
- (6) 業務及び工事の施行に際し、円滑な履行がしがたいと認められる者
- (7) 建設業法第22条に違反した者
- (8) 不祥事件に関係した疑いが認められる者
- (9) 市税、料金等の滞納者及び選定に不相当と認められる者

- 2 次の各号のいずれかの工事を随意契約により行う場合は、前項各号の規定は勘案しないことができる。

- (1) 給水装置工事を伴う工事
- (2) 特別の技術を要する工事
- (3) 上下水道事業の管理者の権限を行う市長が特に必要と認める工事

(選定の取消)

第7条 第4条の規定により指名業者を選定した場合において、前条第1項各

号のいずれかに該当する者が生じたときは、その選定を取り消すことができる。

(発注基準)

第8条 建設工事等の発注基準は、別表2のとおりとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、審査会の議を得て決定するものとする。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

(入札参加資格者の特例措置)

2 この平成22年度に限り、下水道事業に関する建設工事に係る競争入札の参加資格者は、平成22年4月1日において天理市建設工事請負業者資格審査要綱の規程に基づき、市長に対してされている入札参加資格者をこの基準に基づく天理市上下水道事業管理者に対してされた入札参加資格者とみなす。

(施行期日)

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

(入札参加資格者の特例措置)

2 現に天理市の建設工事に係る競争入札の参加資格を有する間、この基準の規定に基づく資格者とみなす。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (基準から要綱へ変更)

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

別表 1 請負対象設計金額の基準（第 4 条関係）

土木一式工事

等級	請負対象設計金額（千円）
A 1	50,000 以上 200,000 未満
A	25,000 以上 50,000 未満
B	10,000 以上 25,000 未満
C	2,000 以上 10,000 未満
D	2,000 未満

別表２ 建設工事等発注基準（第８条関係）

建設工事

業 種	指名競争入札	一般競争入札
土木一式、水道施設、さく井	2,500 万円未満	2,500 万円以上
建築一式、機械器具設置、 電気、電気通信	1,000 万円未満	1,000 万円以上
舗装、管	3,000 万円未満	3,000 万円以上

建設コンサルタント等業務

業 種	指名競争入札	一般競争入札
すべて	1,000 万円未満	1,000 万円以上

天理市上下水道局請負業者選定資料

平成 年 月 日

整 理 番 号		工事番号		担当課	
工 種					
契 約 件 名					
履 行 場 所					
設計価格(税込み)					
設計価格(税抜き)					
選 定 理 由					
契 約 方 法		裁定年月日	平成 年 月 日		

	業者番号	受付番号	業 者 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			